

東京都板橋区農業委員会

第25期第4回定例総会議事録

令和5年10月25日

於 下赤塚地域センター第2・第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 4 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 5 年 1 0 月 2 5 日（水）午後 1 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2 ・ 第 3 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5		9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料1)
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料2)
- (3) 農地利用状況調査の報告及び農地管理指導について (資料3)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計4件 (内訳: 4条関係2件、5条関係2件)

3 その他

- (1) 第46回板橋農業まつりの実施概要について (資料5)

4 次回日程

日 時 令和5年11月24日(金)午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	染宮 利章	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第4回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、染宮利章委員、久保秀一委員を指名させていただきます。欠席の届出が稲本政美委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは1ページ、資料1をご覧ください。申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は区民農園整備事業で、事業内容は外柵設置となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は43万5千237円、申請金額は14万5千円です。1枚おめくりいただいて右側3ページは事業計画となっております。本年11月に整備する計画となっております。さらに1枚おめくりいただいて右側5ページが見積書となっております。このうち対象となるのが内訳の一番上の外柵設置となります。</p> <p>次に6ページが設置場所の地図となっております。黄色い網掛けで示した畑全体のうちの赤い点線で囲った部分を来年度から区民農園として利用させていただくこととなっております。</p> <p>次に7ページをご覧くださいと補助要件等が表となっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。問題がなければ、8ページの答申書を発行したいと考えております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>補助金額の上限等はどうなっていますか。</p>
事務局 長	<p>7ページ下に表があり、こちらにそれぞれの補助事業に対する上限額が記載されておりますが、今回の区民農園整備事業に関しましては、補助額の上限額が100万円で、総事業経費の全体の3分の1が補助額になります。</p>
委 員	<p>こちらの土地は生産緑地ですか。</p>
事務局 長	<p>生産緑地ではございません。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>

	<p>特にないようですので、答申をよろしく申し上げます。続きまして、協議事項(2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、9ページ、資料2をご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が3年に一度税務署に提出する相続税の納税猶予の継続届出書に添付する書類となっております、今回は1件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。土地の所在は、赤塚八丁目8番3で、地目は畑。面積については、他の筆を含む生産緑地全体の面積は1,180平方メートルですが、このうち納税猶予を受けている土地は赤塚八丁目8番3のみの200平方メートルとなっております。</p> <p>概ねの位置ですが、このページの下のご案内図で生産緑地番号114の矢印が指しているところで、区立美術館の南側です。10月11日に、會田幸夫会長職務代理に現地を確認していただいております。問題がなければ、10ページの証明書を発行したいと思います。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>生産緑地面積1,180平方メートルのうち200平方メートルが納税猶予の対象になりまして、奥からキャベツ、ブロッコリー、ネギ、大根、かぶ、にんじんが綺麗に植えられておりました。</p> <p>適切に耕作されている様子が確認できました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>200平方メートル以外の土地というのは、相続で手放されたということですか。</p>
事務局 長	<p>今回この生産緑地に関しましては、全体で1,180平方メートルで指定されておりますが、指定された当初、今回の届出者所有の土地と届出者の父が所有する土地とで、筆が分かれており、父が所有した生産緑地の面積が200平方メートルとなっております。</p> <p>その後、生産緑地に指定された後に、現所有者への相続が発生したため、200平方メートルだけが、相続税納税猶予の対象になりました。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書の発行を御願いたします。続きまして、協議事項(3) 農地利用状況調査の報告及び農地管理指導について、</p>

	事務局、説明をお願いします。
事務局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	<p>それでは、11ページ資料3をご覧ください。本日、午前中に農地利用状況調査を行いましたので、各班でお手元の調査票を参考に、ご説明をいただければと思います。</p> <p>まず、成増・赤塚地域の調査結果について、1班からご説明をいただきます。委員、お願いいたします。</p>
委 員	生産緑地番号32ですが、こちらの看板が生垣の正面に立っているため、見えづらく、生垣を切るのは難しいため、対処をどうしたらいいかご相談できればと思っています。
農政担当係長	もともと看板の設置は区で行っていたため、区の予算で、看板の場所を移設させていただくというのが現実的な対応策ではないかと考えています。
委 員	所有者の方はそれを理解されていますか
農政担当係長	以前にも、生産緑地看板が見えにくいというお話をさせていただいたことがありますので、少しはそういったご認識を持っていらっしゃると思います。
委 員	まったく見えない状態ではあるので、そのうえで、移設するということですよね。
農政担当係長	今後、所有者の方とも相談をしながら、今年度或いは来年度には、看板が見える位置に移設する等なんらかの対応をしていきたいと考えております。
事務局 長	今回対象の生垣は、保存生垣ということもありますので、状況を加味して対応していきたいと考えております。
委 員	保存生垣とは何ですか。
農政担当係長	保存生垣並びに保存樹木というものをみどり公園課が認定しているものです。
委 員	保存生垣があるのをわかっているのに生垣の前に看板を立てたわけ

		ではないですよね。
農政担当係長		以前は、生垣がもっと低く、看板はもっと見えていました。
委 員		生産緑地番号6番ですが、こちらも看板が見えにくくなっていて、その度に剪定してもらっている状況だと記憶しています。今回も生垣が伸びていて、見えにくい状況でした。 これは見えるように切っていただく他ないものと考えています。
農政担当係長		こちらは、事務局の方から看板がしっかりと見えるように、剪定をしていただくようご相談させていただきます。
委 員		看板が見えるような状況にしてください。ということですよ。
農政担当係長		はい。おっしゃる通りです。
書 記		委員ありがとうございました。続きまして、四葉・徳丸・大門地域の調査結果について、2班からご説明をいただきます。委員、お願いいたします。
委 員		22か所回りました。特に、問題がある場所はありませんでした。一部、暑さ等で、キャベツやにんじんに虫に食われているというところもありましたが、看板が見えないというところはありませんでした。みなさん、しっかりと管理されていたと思います。
書 記		委員ありがとうございました。最後に、西台・蓮根・常盤台地域の調査結果について、3班からご説明をいただきます。委員、お願いいたします。
委 員		肥培管理は全て良好にされておりましたので、特に問題ありませんでした。
書 記		委員ありがとうございました。 それでは、先程の2件に関しまして、生産緑地番号32番に関しましては、所有者とご相談させていただき、今年度或いは、来年度には看板の場所を移設する等の対応をしていきたいと思っております。また、生産緑地番号6番に関しましては、所有者に看板が見えるよう生垣の剪定を依頼していこうと思っております。
会 長		今回始めて、区内の畑を回った方もいらっしゃると思いますが、いか

		がでしたか。
委 員		普段何も意識もせず、通り過ぎていましたが、改めて見てみると、都心の中にもこんなにしっかりとした畑があることに気付かされました。トンボや蝶々、小鳥などが寄ってきているのを見ると、自然があっという間と感じます。その一方で、畑の中で一部だけ手が入っていない箇所が道路に面したところであると、ゴミを捨てられたりしてしまうリスクもあるように感じました。
会 長		委員はいかがですか。
委 員		私も、同じで、普段はなにげなくさっと通り過ぎる畑ではありますが、そこには様々な事情があるということを知ることができました。この畑は、貸借されている畑であったり、綺麗に管理はしているが、畑の全てを耕作できない理由があったりと、いろいろな事情が見えてきて、大変勉強になりました。
委 員		赤塚、成増はほとんど行くことはありませんでしたが、道が狭いという印象を受けました。しかし、狭い道を入っていくと、大きな畑が広がっていて、びっくりしました。 できれば、車ではなく、自転車で巡回していただければありがたいなと感じました。 生産緑地の看板を区が設置したあとの看板の管理はどなたが行うのですか。
事 務 局 長		基本的には看板を設置する際に、区が見える場所に設置を行います。その後、看板が見えるように管理していくのは、生産緑地所有者の方をお願いをしている状況です。
委 員		いつも問題になっている徳丸の畑は、どうでしたか。
委 員		全体的には、以前よりもよくなりました。いろいろな種類の野菜を作っているため、管理が追い付かないというのが現実だと思います。
委 員		ハウスの中はどうでしたか。
委 員		以前よりも良くなっていたが、しっかりと綺麗に管理されている状況ではありませんでした。
委 員		今回、指摘事項には及びませんが、区の方から所有者に気になるところ

	<p>ろをもう少し、綺麗に肥培管理するよう伝えてもらう予定です。</p>
農政担当係長	<p>どうしても広い農地でいろいろな種類の野菜を作っているから、管理していくのは大変であると認識しております。</p> <p>しかし、そのうえで、委員会としての指摘はしませんが、事務局の方から所有者に対し、もう少し綺麗にさせていただくようお願いするという事でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進みます。報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは13ページ、資料4をご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和5年9月11日から令和5年10月10日までに届出があったもの、2件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚五丁目1128番1で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。</p> <p>面積は120平方メートル。転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、このページの下のご案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、区立美術館の南西です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年10月着工、令和6年5月完了予定、木造2階建1棟の個人住宅建築予定となっております。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号2、土地の所在は成増一丁目200番3で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は155平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、14ページのご案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、成増小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和4年2月着工、令和5年11月完了予定、鉄骨造3階建1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
会 長	<p>4条関係で何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、続いて5条関係の説明を御願います。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>続いて15ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。こちらも令和5年9月11日から10月10日までに届出のあったものが2件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚二丁目602番34で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は53平方メートル。転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載の通りです。</p> <p>概ねの位置は、このページの下にある案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年12月着工、令和6年7月完了予定、隣地と共に使用して木造2階建て1棟の個人住宅建築予定となっております。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>専決番号2、土地の所在は中台三丁目750番1, 9, 3の3筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計で518平方メートル。転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載の通りです。</p> <p>概ねの位置は、16ページにある案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、区立中台中学校の西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和6年10月着工、令和7年10月完了予定、鉄筋コンクリート造5階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>無いようですので、これもちまして第4回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後3時15分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 11月16日(木) 午後2時 ・定例総会 11月24日(金) 午後2時

